

2025年6月3日

山口労働局
局長 鈴木 輝美 様

日本労働組合総連合会山口県連合会
会長 伊藤 正則
ジェンダー平等推進会議 議長 田村 慶一
女性委員会 委員長 湯野 貴子

雇用における男女平等に関する要請書

連合は、2004年より6月を「男女平等月間」と定め、男女平等参画社会実現に向けて、集中的な取り組みを行っています。本年も性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合うことのできる職場・社会の実現に向け、以下の通り要請いたします。

要請事項

1. 仕事と育児・介護・不妊治療等が両立できる就業環境の整備について

○男女とも仕事と育児・介護が両立できるよう、改正された育児・介護休業法について、幅広く周知を行い、育児期の柔軟な働き方の実現や介護離職防止のための雇用環境整備の取り組みを後押しすること。

○不妊治療と仕事の両立のため、事業主に対し理解促進のための周知を行うとともに管理職まで理解が深まるよう、より丁寧な周知を行うこと。また相談支援についても充実をはかること。

○治療と仕事の両立支援の取り組みを行っている山口産業保健総合支援センターについて、認知度向上のための取り組みを行っているが、引き続き、仕事と治療の両立の理解促進の取り組みとあわせて、様々な機会を捉えて周知を行うこと。加えて「治療と仕事の両立支援連絡帳」についても病院や事業主に対して、十分な周知を行い積極的な活用を促すこと。

2. 「人材の確保・定着」に向けた職場の基盤整備について

○ハローワークの窓口における充実した相談・支援業務および、行政サービスの質の向上に向け、窓口業務の多くを担う任期付任用職員をはじめとする臨時職員・非常勤職員の雇用の安定と処遇改善をはかること。

3. カスタマーハラスメント等の防止について

○改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法の施行を見据え、雇用管理上の措置義務となるカスタマーハラスメント対策、求職者へのセクシュアル・ハラスメント対策について、事業主に周知すること。

4. 女性活躍の推進について

○常時雇用する労働者が100人以下の企業を含めたすべての企業に対し、女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定のための支援を行うこと。また、「男女の賃金の差異」の実態把握、男女間格差の要因分析・是正に向けた取り組みを促し、定着をはかること。あわせて、それらの実態や取り組みなどについて「女性の活躍推進企業データベース」を活用した外部への公表を促すこと。

以上